

別紙2

介護保険事業支援計画に記載した、市町村が行う自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標（令和7年度）に対する自己評価結果

都道府県名： **埼玉県**

ア 取組の支援についての自己評価結果	
項目名	
生活機能を改善するためのプログラム（短期集中予防サービス）を実施	
目標を設定するに至った現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をさらに推進し必要なサービスや支援を受けながら住み慣れた地域で自分らしく暮らせる体制の整備が求められている。 ・高齢者が地域において自立した日常生活が送れるよう要介護状態となることをできる限り防ぐため市町村における介護予防事業の取組を支援する。 	
取組の実施内容、実績	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員、地域包括支援センター職員等を対象に、地域包括ケアシステムや介護予防・日常生活支援総合事業に係る基礎的な知識等に係る研修を実施した。（研修受講者数：469人） ・市町村職員、地域包括支援センター職員等を対象に短期集中予防サービスに係る研修を実施した。（研修受講者数：212人） ・市町村がデータや個別事例等から見えてきた地域のニーズや課題に応じた取組を実施できるよう、トータルコーディネーター等アドバイザーを派遣し伴走支援を実施した。（派遣実績：10市町村） ・短期集中予防サービス修了者が参加する場の一つである通いの場の立ち上げ、継続を支援するため、二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーションケアサポートセンターと協力医療機関などが連携した体制を整備し、市町村へのリハビリテーション専門職の派遣を行った。 	
自己評価	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日現在、短期集中予防サービスを実施する市町村数は41市町村であり、全市町村（63市町村）での実施に向けて取り組んでいる。 	

※複数項目に分ける場合には、項目ごとに様式を分けて記入する。

イ 管内保険者の自己評価結果の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・短期集中予防サービスの立ち上げについては利用者の把握が難しい、専門職が不足している、予算の確保が難しいなどが課題として挙げられた。 ・短期集中予防サービスが順調に立ち上がっている市町村からは、リピーターではなく新規参加者を増やす取組みや終了後の受け皿（サポート）が整っていないなど新たな課題も出てきている。 ・また、短期集中予防サービスを行っていない市町村からは他のサービスや異なる事業で対応ができているという意見も聞いている。 ・このような課題等がある中でも短期集中予防サービスを導入し成果を実感している市町村もある。 	

ウ まとめ（ア及びイから考察した現状・課題と対応策）	
<ul style="list-style-type: none"> ・短期集中予防サービスの導入に当たっては様々な課題があるが各市町村において多くの好事例が生まれておりそれらを広く紹介していく。 ・研修内容も見直しを行い資源の不足に目を向けるのではなく今ある資源をどう有効に活用していくかの視点で課題を検討することをテーマとするとともに先進的な事例を紹介していく。 ・リハビリテーション専門職と連携しながら市町村の求めに応じて「地域包括ケアシステムステップアップ事業」による伴走支援を実施するなどきめ細かな対応を行っていく。 	